二　遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ　当該第一種事業所が前号ロに該当する場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ロ　当該第一種事業所が前号ハに該当する場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ハ　略

三　ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している大型化学消防車

イ　当該特定事業所が第一号イに該当する場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に次のいずれかの消火活動場所があること。

(i)　大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所

(ii)　大型高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所

(2)・(3)　略

二　[同上]

イ　[同上]

(1)　すべての当該工作物の周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　[同上]

ロ　[同上]

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ハ　[略]

三　[同上]

イ　[同上]

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車又は大型化学高所放水車、大型化学消防車及び泡原液搬送車による消火活動場所があること。

[新設]

[新設]

(2)・(3)　同上

[ロ　略]

ハ　当該第一種事業所が令第九条の表の上欄に掲げる特定事業所に該当し、かつ、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物がある場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ニ　当該第一種事業所が令第九条の表の上欄に掲げる特定事業所に該当し、かつ、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンクがある場合

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

ホ・ヘ　略

四　略

五　ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している甲種普通化学消防車

[イ　略]

ロ　当該第一種事業所が第三号ハに該当する場合

(1)　すべての当該工作物の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　略

[ロ　同上]

ハ　[同上]

(1)　すべての当該工作物の周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ニ　[同上]

(1)　すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上

ホ・ヘ　同上

四　同上

五　[同上]

[イ　同上]

ロ　[同上]

(1)　すべての当該工作物の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2)　同上